

改正 平成21年4月1日

改正 平成28年3月1日

改正 平成28年4月1日

改正 平成29年4月1日

改正 令和4年4月1日

改正 令和5年4月1日

（趣旨）

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第19条に規定する要介護認定及び要支援認定に係る資料（以下「要介護・要支援認定資料」という。）について、法第8条第24項に規定する居宅サービス計画、法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画、法第8条第26項に規定する施設サービス計画、法第115条の45第1項第1号二に規定する第1号介護予防支援事業のケアプラン作成又は法第115条の48第1項に規定する地域ケア会議等、介護サービス、介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業を適切に利用するための計画の作成等（以下「介護サービス計画作成等」という。）、介護保険事業の適切な運営を目的とした開示の請求があった場合における取扱事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（提供対象者の範囲）

第2条 要介護・要支援認定資料の開示を受けることができるもの（以下「提供対象者」という。）は、介護サービス計画作成等をより効果的にすることを目的として、要介護・要支援認定資料の開示を請求した次の各号に掲げるものに限る。

- (1) 本人又は本人の親族
- (2) 本人の成年後見人、保佐人又は補助人
- (3) 居宅介護支援事業者
- (4) 介護予防支援事業者
- (5) 介護保険施設
- (6) 法令で計画の作成が定められているサービスを提供する介護サービス事業者又は介護予防サービス事業者
- (7) 地域包括支援センター

2 前項第3号から第6号までに掲げるものは、本人とサービス提供若しくは介護サービスの計画の作成等の契約を結んでいる、又は結ぶ予定をしている者とする。

（開示することができる要介護・要支援認定資料の範囲）

第3条 開示することができる要介護・要支援認定資料は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 八王子市介護保険認定調査票（特記事項を含む。）（以下「調査票」という。）
- (2) 八王子市介護保険主治医意見書（以下「主治医意見書」という。）

2 前項第2号に掲げる主治医意見書については、当該資料に介護サービス計画作成等に利用されることへの主治医の同意があるものに限り開示することができる。当該資料に介護サービス計画作成等に利用されることへの主治医の同意がない場合は、当該資料を提出した主治医に対し、回答期限を付して開示の可否を照会し、主治医の開示の可否の回答に基づいて開示又は不開示を決定する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、開示の取扱いとする。

- (1) 回答期限内に回答が得られなかったとき。ただし、当該遅延に相当な理由があると認められる場合を除く。
- (2) 主治医の廃業その他の事由により照会を行うことができないとき。
- (3) 照会の結果、送達不能で返戻された場合において、当該主治医の所在が確認できないとき。

(請求の方法)

第4条 市長は、要介護・要支援認定資料の開示を受けようとする者に要介護認定等の資料提供についての申出書(様式第1号)を提出させなければならない。

2 市長は、要介護認定等の資料提供についての申出書の本人同意欄に署名があるものに限り開示するものとする。ただし、法第19条に規定する要介護認定及び要支援認定を受けるための申請において、被保険者本人の情報提供同意が確認できたものについては、この限りではない。

(開示の方法)

第5条 要介護・要支援認定資料の開示は、閲覧又は写しの交付により行う。

(提供対象者の遵守事項)

第6条 市長は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第72条に基づき、提供対象者(本人又は本人の親族を除く。)に、次に掲げる事項を遵守させなければならない。

- (1) 本人の情報(以下「本人情報」という。)について、個人の権利利益の侵害を防止するとともに本人の基本的な人権を尊重した上で慎重に取り扱うこと。
- (2) 本人情報又は本人の親族の情報(以下「親族情報」という。)を、介護サービス計画作成等以外の目的に使用しないこと。
- (3) 本人情報を本人の文書による同意を得ることなく本人以外の者に知らせ若しくは提供し、又は親族情報を本人又は本人の親族の文書による同意を得ることなく当該親族以外の者に知らせ若しくは提供しないこと。
- (4) 提供対象者(本人又は本人の親族を除く。)の従業者又は従業者であった者に対して、第1号の遵守事項を徹底した上で、第2号及び第3号に掲げた行為を行わないよう必要な措置を講じること。
- (5) 本人の同意を得ることなく、提供を受けた資料を介護サービス計画作成等以外の目的で複写し、又は複製しないこと。
- (6) 提供を受けた資料を厳重に管理し、紛失又は破損しないよう適正な保管に努めるとともに、提供を受けた資料を紛失又は破損した場合は、直ちに本人に連絡しその指示に従い善処すること。
- (7) 本人とのサービスの提供にかかる契約関係が終了した場合、その他提供を受けた資料を所持する必要がなくなった場合には、速やかに当該資料(複写し、又は複製したものを含む。)を本人に提出する

か又は責任を持って安全かつ確実に破棄すること。

(8) 本人又は八王子市から提供資料の提示又は提出若しくは返還を求められたときには、いつでもこれに応じること。

(9) 前各号に定めるもののほか、業務に関して知り得た個人情報に関する情報をみだりに他に漏らさないこと。その職を退いた後も同様とする。

(費用負担)

第7条 本要綱に基づく要介護・要支援認定資料の開示については、介護保険の適切な執行に資することを鑑み、手数料を徴収しない。

2 市長は、要介護・要支援認定資料の写しを請求者の希望に基づき郵送する場合には、請求者にそれに要する実費を負担させなければならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

要介護認定等の資料提供についての申出書

令和 年 月 日

八王子市長 殿

介護保険法第19条に規定する要介護認定等の資料について、介護サービス計画等介護保険事業の適切な運営を目的に必要なため、提供されるよう申出ます。なお、資料の提供を受けた際は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等関係法令に基づき、以下の遵守事項を厳守し適正に管理します。遵守事項に違反した場合、今後資料提供が受けられなくても差支えありません。

申出者 (提供対象者)	申出者		事業者名称	
	連絡先	住所 電話		
	本人との関係	本人 親族() 成年後見人、保佐人又は補助人 居宅介護支援事業者 介護予防支援事業者 介護保険施設職員 その他の介護サービス事業者又は介護予防サービス事業者 地域包括支援センター		
	提供資料の利用目的	介護サービス計画作成等		

提供資料	被保険者番号		被保険者氏名	
	被保険者住所			
	被保険者生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日	被保険者性別	男 ・ 女
	提供資料の対象	平成・令和 年 月 日 認定分		
	資料提供の方法	写しの交付 閲覧	提供資料の種類	認定調査票(特記事項を含む) 主治医意見書

上記提供資料の対象となる認定結果にかかる要介護認定申請書の同意欄において

本人の同意あり(下記同意欄に署名は不要です)

本人の同意がない場合、下記本人同意欄に署名が必要です。

本人同意欄

私は、八王子市が保有する私の上記資料について、上記申出者(提供対象者)に提供することに同意します。

本人氏名

(提供対象者の遵守事項)

- 本人の情報(以下「本人情報」という。)について、個人の権利利益の侵害を防止するとともに本人の基本的人権を尊重した上で慎重に取り扱うこと。
- 本人情報又は本人の親族の情報(以下「親族情報」という。)を、介護サービス計画作成等以外の目的に使用しないこと。
- 本人情報を本人の文書による同意を得ることなく本人以外の者に知らせ若しくは提供し、又は親族情報を本人又は本人の親族の文書による同意を得ることなく当該親族以外の者に知らせ若しくは提供しないこと。
- 提供対象者(本人又は本人の親族を除く。)の従業者又は従業者であった者に対して、第1号の遵守事項を徹底した上で、第2号及び第3号に掲げた行為を行わないよう必要な措置を講じること。
- 本人の同意を得ることなく、提供を受けた資料を介護サービス計画作成等以外の目的で複写し、又は複製しないこと。
- 提供を受けた資料を厳重に管理し、紛失又は破損しないよう適正な保管に努めるとともに、提供を受けた資料を紛失又は破損した場合は、直ちに本人に連絡しその指示に従い善処すること。
- 本人とのサービスの提供にかかる契約関係が終了した場合、その他提供を受けた資料を所持する必要がなくなった場合には、速やかに当該資料(複写し、又は複製したものを含む。)を本人に提出するか又は責任を持って安全かつ確実に破棄すること。
- 本人又は八王子市から提供資料の提示又は提出若しくは返還を求められたときには、いつでもこれに応じること。
- 前各号に定めるもののほか、業務に関して知り得た個人情報に関する情報をみだりに他に漏らさないこと。その職を退いた後も同様とする。